

【重要】

感染症罹患時の園への届け出について

新型コロナウイルス感染症流行以前は、インフルエンザなどの感染症と診断されると「医師による意見書」の提出をお願いしてきました。

昨年11月に、新型コロナウイルス感染症と、季節性インフルエンザの同時流行が懸念された際に、厚生労働省より従業員または児童等が季節性インフルエンザに感染し、当該従業員または児童等が保育所等に復帰する場合には、医療機関や保健所が発行する検査陰性の証明書や治癒証明書等の提出を求めないこと。その際、「保育所における感染症ガイドライン（2018年改訂版）」で示す登園のめやす（発症後5日を経過し、かつ解熱後2日（乳幼児にあっては3日）経過していること）を確認するなどし、適切に対応すること。と通達がありました。（年度内で園の対応が間に合わず「意見書」を提出していただいたご家庭には、申し訳ございませんでした）

それを受けまして、令和5年4月より、保護者の方や医療機関の負担など考慮し、今後届け出の必要な感染症については、全て保護者の方の判断で記入していただく「登園届」を提出していただくことにいたします。医師による「意見書」の提出は求めません。

（4月より、様式を変更しますが、今までの様式でも枠外にインフルエンザなどと記入して使用しても結構です。）

但し、別紙の通り、出席停止期間を守っていただき、症状が改善され、集団生活に支障がなくなってから登園していただきますようお願いいたします。

また、感染症の種別によっては、園の判断で医師による「意見書」の提出をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承下さい。

発熱や下痢などの症状が現れた場合は、別紙登園基準を参考に、無理な登園は避け、ご家庭で健康観察を行い、休養をとるようにして下さい。

家族や兄弟姉妹がインフルエンザなど出席停止の感染症に罹ってしまった場合、保育園ではこの期間は、保護者の方が看病でお仕事を休まれているという考えのもと、感染症の潜伏期間も考慮し、可能なご家庭にはお休みのご協力をお願いいたします。

園での感染拡大防止のため、ご協力をお願い致します。

2023年3月
三愛保育園